

2. 国境離島の維持保全 ・過疎対策

1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための 国境離島の維持・保全

(提案要求先 内閣官房・内閣府・外務省・文部科学省・農林水産省・
経済産業省・国土交通省・環境省)
(都所管局 総務局)

南鳥島近海におけるレアアース泥を含む海洋鉱物資源の調査・開発の推進や、尖閣諸島の戦略的な活用など、我が国の排他的経済水域等の根拠となる国境離島の維持・保全により、海洋国家としての我が国の地位を堅持すること。

<現状・課題>

我が国は世界第6位となる広大な領海・排他的経済水域や大陸棚を有する。豊富な水産資源や多様なエネルギー・鉱物資源を有する海洋は、我が国の活力や富の源であり、生じる利益は、都民はもとより、全ての国民に及ぶ。国は、平成27年6月に「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」を改正したが、排他的経済水域等の權益を確保し、海洋国家としての我が国の地位を堅持するためには、いわゆる国境離島が極めて重要な役割を担っており、その重要性について、今後も普及・啓発を行い、理解を深めるとともに、周辺海域の警備体制強化も含めて、島々を適切に維持・保全していくことが必要である。

伊豆諸島や小笠原諸島を所管する都は、沖ノ鳥島等の国境離島の利活用を図るなどにより、我が国のおよそ4割を占める排他的経済水域や大陸棚の保全に資する取組を推し進めてきた。

こうした中、平成24年に南鳥島近海において確認された高濃度のレアアースを含む泥には、ハイテク産業に不可欠ながら世界的生産量の少ない重レアアースが多く含有されることから、産業など東京が持つ都市力や都民生活の維持発展にとって重要である。

国は、平成25年度から、第2期海洋基本計画に基づき資源量調査及び技術分野の調査・研究に取り組み、平成28年7月に資源ポテンシャル評価としてとりまとめたところであるが、引き続き南鳥島近海のレアアース泥を含む海洋鉱物資源の調査を効率的かつ効果的に実施し、開発に向けた取組を進めていくことが必要である。

尖閣諸島もまた、排他的経済水域等の權益確保を図る上で極めて重要な国境離島である。平成24年、都はこの島々を公有化して所有を安定させた上で、その活用を図ろうとした。都がこの基本方針を打ち出した後、これに賛同する約10万4千の方々から14億円を超える寄附金が寄せられた。

同年9月、都は洋上から現地調査を行い、自然環境の保全や地元自治体が強く要望する漁業者のための施設等の設置などの必要性を確認した。

その後、島々は国の所有となった。その活用は国において行われるべきものであることから、都は、寄せられた志を国による島々の活用に資する取組のための資金として託せるように、平成25年3月、尖閣諸島活用基金を設置した。

国は、多くの方々の貴重な志を受け止め、尖閣諸島の活用を図る必要がある。

さらには、その他の国境離島についてもその維持・保全に万全の備えを講じる必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 国境離島に関する維持・保全策の推進

- ① 排他的経済水域等の権益確保の実効性を高めるために、国境離島について、低潮線の保全のほか、社会経済活動の基礎となる公共施設を整備し自然保護や漁業振興を図るなど、あらゆる維持・保全策を推進すること。
- ② 国境離島に関する普及・啓発を行うこと。
- ③ 国境離島の保全・管理・振興を図るため、必要な法整備を進めること。特に、有人国境離島地域については、伊豆諸島の一体的な維持・振興を図れるよう、伊豆諸島北部地域を特定有人国境離島地域に加えること。

(2) 南鳥島近海のレアアース泥を含む海洋鉱物資源の開発等の推進

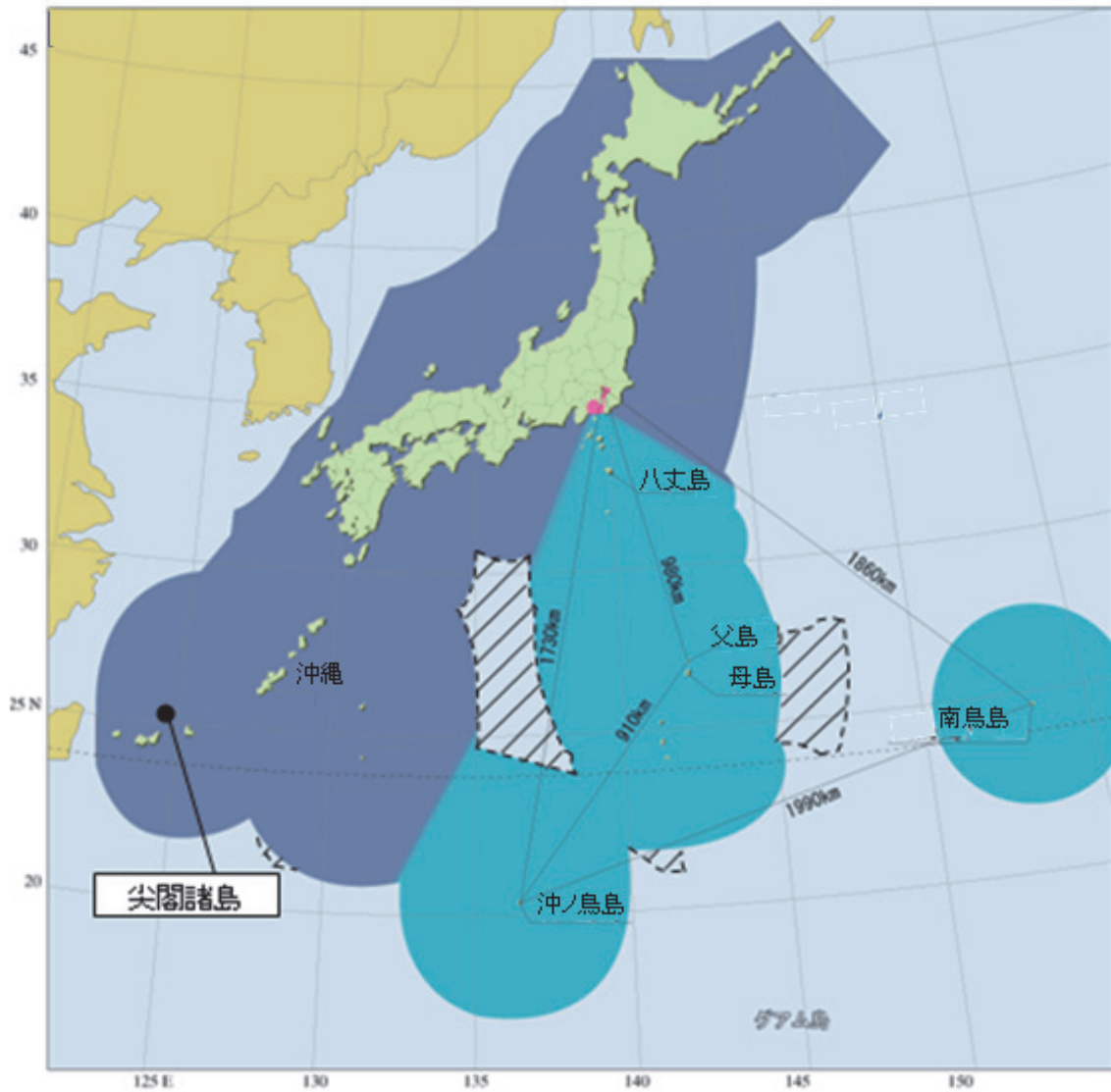
- ① 南鳥島近海のレアアース泥等の資源量等調査を、内閣府、経済産業省及び文部科学省等の関係府省庁が一体となり、効率的かつ効果的に実施し、引き続き有望海域の特定を進めること。
- ② レアアース等の開発・生産に当たっての揚泥、製錬、残渣処理等に関する技術的検討・調査及びこれらの環境影響評価等を今後も進めること。
- ③ 南鳥島の利活用の推進のために、効率的な物資輸送を可能とし、かつ、海洋資源開発の拠点等となる港湾施設等の建設整備を着実に推進するとともに、航空機を活用してより迅速な対応ができるよう滑走路の延伸等の整備を行うこと。

(3) 尖閣諸島の戦略的活用の実施

- ① 国の所有となった尖閣諸島について、ヤギの被害から貴重な動植物を守ることや、海岸漂着物の処理などにより自然環境を保全し、また、地元漁業者のための船溜りや無線中継基地、さらには有人の気象観測施設といった地元自治体が強く要望する施設を設置するなど、有効活用を早急に図ること。
- ② 尖閣諸島周辺海域における経済活動の継続の観点から、日台漁業協定で定められた法令適用除外水域等においても地元漁業者が確実に操業できるよう、地元自治体等の意見・要望を踏まえて支援策を講じるなど、地元漁業の振興に向けた取組を推進すること。
- ③ 尖閣諸島の史実や自然環境保全の重要性等について、国内外へ効果的に情報を発信し、国際社会への一層の理解促進を図ること。

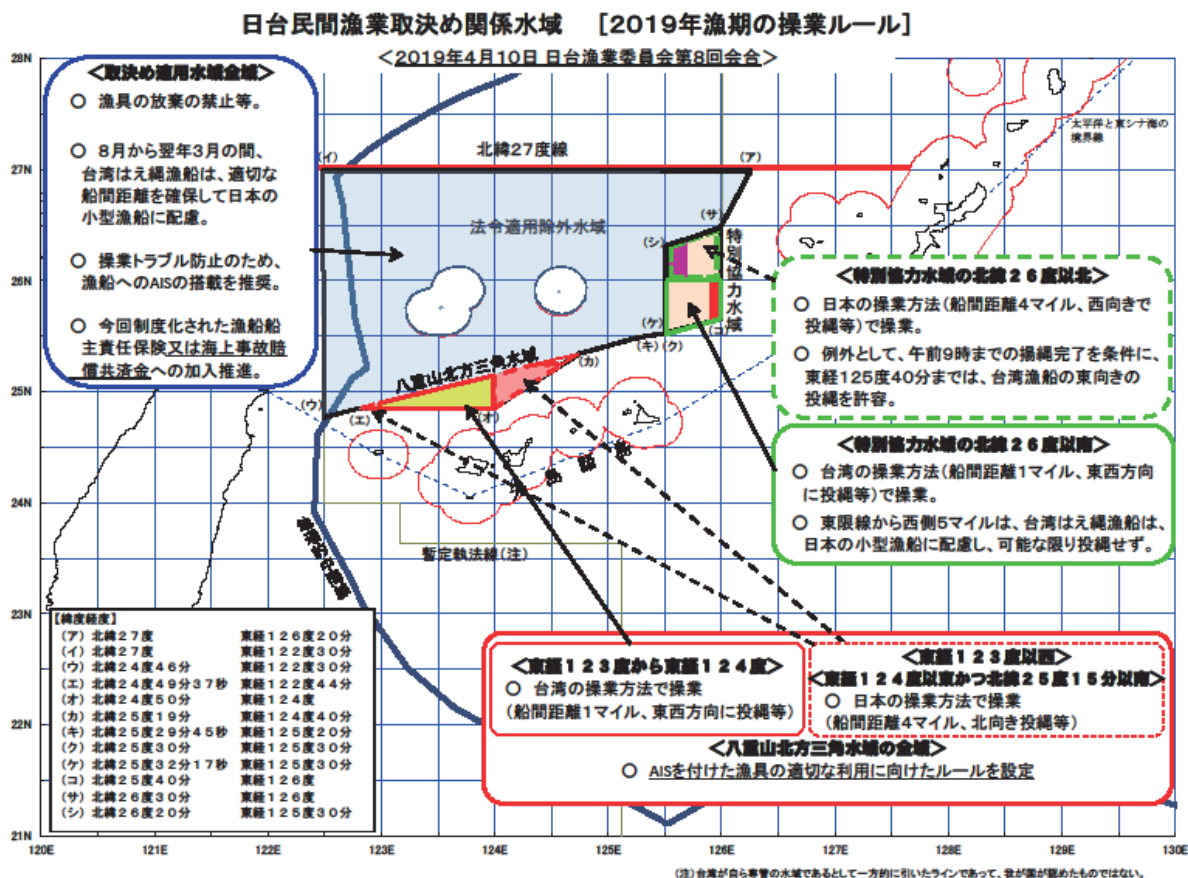
参 考

【日本の排他的経済水域（EEZ）及び延長大陸棚】



- 東京都に接する排他的経済水域
- 上記以外の日本の排他的経済水域
- ◇ 日本の延長大陸棚（平成24年4月大陸棚限界委員会勧告分）

【日台民間漁業取決め関係水域】



※ 法令適用除外水域
 日台双方が自らの漁業に関する関連法令を相手側に適用しない水域

※ 特別協力水域
 法令適用除外は行わないとしたものの、日台双方の操業を尊重しつつ、操業秩序の確立のため最大限の努力が払われる水域

2 新たな過疎対策法の制定及び制度の維持・拡充

(提案要求先 総務省)

(都所管局 総務局)

- (1) 現行の過疎地域自立促進特別措置法が失効した後も、引き続き過疎対策を講じるための新たな法律を制定すること。
- (2) 新たな法律の制定に当たっては、過疎対策事業債をはじめとする各種支援制度の維持・拡充を図ること。

<現状・課題>

過疎地域における人口減少に起因する地域社会の諸問題に対処するため、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法以降、四次にわたり、議員立法により過疎対策に係る特別措置法が制定され、国における支援策が講じられてきた。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、人口の著しい減少に伴って地域社会の活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格のある国土の形成に寄与することを目的としており、過疎対策事業債などの財政支援措置を講じてきた。

平成31年4月現在、人口減少要件及び財政力要件により、全国市町村の約5割にあたる817市町村が過疎地域として指定されている。東京都においても、檜原村、奥多摩町、大島町、新島村、三宅村、青ヶ島村の2町4村が指定され、同法の対象となっており、全国の傾向と同様に、人口減少の加速、高齢者比率の増加、若年者比率の減少が続き、地域社会の存続が大きな課題となっている。

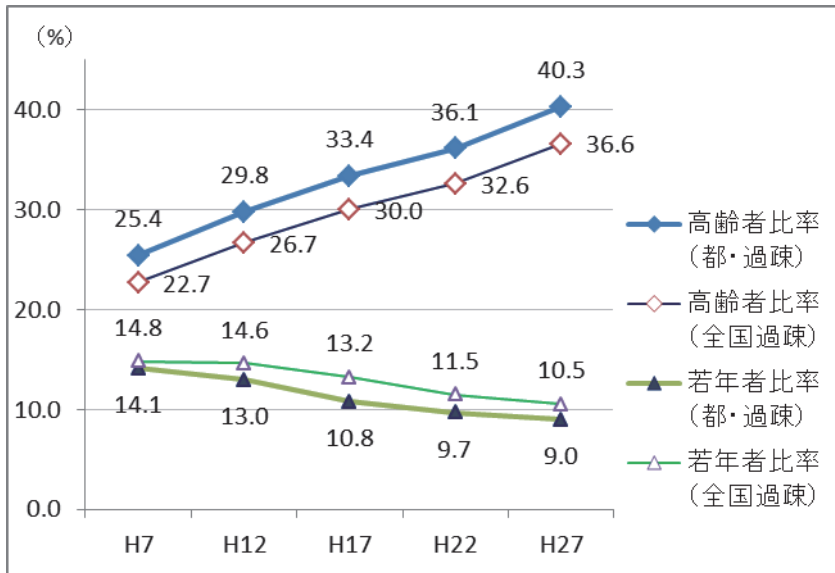
現行法は令和3年3月末をもって失効するが、過疎地域が有する、水・食料や資源・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供などの多面的・公益的な機能を今後も維持していくためには、引き続き総合的な支援を充実させ、同地域の市町村が自立的発展に向けた政策を推進していくことが不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末をもって失効した後も、引き続き過疎地域の振興が図られるよう、総合的な対策を講じるための新たな過疎対策法を制定すること。
- (2) 新たな過疎対策法の制定に当たっては、法の実効性を確保するため、過疎対策事業債をはじめとする各種支援制度の維持・拡充を図ること。

参 考

○過疎地域における高齢者比率、若年者比率の推移



(備考)

- ・ 数値は国勢調査による。過疎地域は平成 30 年 4 月 1 日現在。
- ・ 「全国過疎」の数値は、総務省「平成 29 年度版 過疎対策の現況」から引用。
- ・ 高齢者は 65 歳以上、若年者は 15 歳～29 歳